

2009. 10. 16

宮城県農林水産部農産園芸環境課環境対策班 御中

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」(中間案)に対する意見

食品の安全行政をすすめる懇談会

座長 齋藤昭子

仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F

TEL 022-276-5162 FAX 022-276-5160

宮城県は、『みやぎの有機農業推進計画(案)』の中で、「県ではこれまでの環境保全型農業への取り組みをさらに推し進め、環境へ配慮した有機農業を推進するために、有機農業推進法第7条第1項に基づいて、『みやぎの有機農業推進計画』(以下「推進計画」という。)を策定する。」としており、有機農業の定義として「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷低減を目指した農業とする。」としています。私たちは、みやぎの有機農業推進計画の推進に期待しつつ、計画との整合性をもつ「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」であることを望み以下のことを要望します。

- 1 指針の名称は、交雑防止のためと明確にわかるものにすべきだと考えます。「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」という名称だと、栽培を推進しているように感じられます。「遺伝子組換え作物栽培等による交雑等の防止に関する指針」とすることを望みます。
- 2 (管理体制の整備) 第7に「原則として有識者による評価委員会を開催して栽培計画に対する意見を聞くものとする。」とありますが、評価委員会は、この指針において重要な役割を担っています。この前段で、評価委員会を設置するという一項を起こすことを望みます。そのうえで、別途要綱を定めるべきだと考えます。
- 3 (指針の見直し) の条項はこの指針の有効性を担保する大切な条項だと考えます。社会状況の変化というあいまいな設定ではなく、5年など期間を区切った見直し条項とすることを望みます。
- 4 適用範囲を「開放系ほ場」とし*2で「一般的なほ場のほか・・・」とあります。一般的なほ場を具体的に記載してください。「一般的なほ場とは水田、畑、樹園地、牧草地の土地」と加筆することを望みます。

2009年10月16日

宮城県農林水産部
農産園芸環境課環境対策班 御中

宮城県生活協同組合連合会
常務理事 加藤 房子

「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」(中間案)に対する意見

1、趣旨に関する意見・要望

趣旨について、以下のとおり記述してください。

「(趣旨)

第1 国内で遺伝子組換え農作物を栽培する場合には、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法という。’)により野生動植物等に対して影響を与えないよう管理する規制があるものの、一般農作物に対する影響は規制の対象となっていない。

本指針は、遺伝子組換え作物を栽培するにあたり、一般農作物に対する影響を規制するため、一般農作物との交雑・混入の防止に向けた対策等を進めるためのものである。また、県民の不安を軽減するための情報の収集や提供を行ない、遺伝子組換え作物栽培の透明性を図るものとする。」

遺伝子組換え作物に関する県民の不安は、1) 遺伝子組換え作物の安全性に対する不安、2) 遺伝子組換え作物の交雑・混入に対する不安、3) 遺伝子組換え作物の交雑・混入による宮城県産品のブランド力低下に対する産業面での不安等、多岐にわたる不安があります。

現行の制度のもとで、真っ先にすすめるべきは、一般農作物に対する影響を規制する遺伝子組換え作物栽培の交雑・混入防止と遺伝子組換え作物栽培の透明性確保であると思われます。

以上の観点から、趣旨について、上記のとおりとすることを要望します。

2、名称に関する意見・要望

名称を以下のとおりとすることを要望します。

(名称)「遺伝子組換え作物栽培による交雑・混入防止に関する指針」

中間案の名称では、遺伝子組換え作物栽培を推進している印象をもちます。本指針の趣旨は、遺伝子作物の栽培による一般農作物への影響を規制することにあると考えられます。その趣旨にそった名称とすべきです。

3、指針の見直しに関する意見・要望

指針の見直しには、具体的な期間を明記してください。

遺伝子組換え作物の栽培技術の進展が想定されます。(指針の見直し)条項は、この指針の有効性を担保するうえで重要な条項だと考えられます。社会状況の変化という設定ではなく、5年など期間を区切った見直し条項とすることを望みます。

意見提出者氏名：宮城県生活協同組合連合会 常務理事 加藤房子
宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F
電話 022-276-5162

以上